

学則（変更事項を記載した書類及び変更部分の新旧対照表を含む。）

（１）変更事項を記載した書類

福岡工業大学大学院の学則を次のように変更する。

①第1条の2、及び第1条の3の変更事由及び変更点

大学院設置基準の一部改正（平成19年4月1日施行）に伴い、教育研究上の目的の明確化が定められたことにより、第1条の2の見出しを変更し、さらに、社会環境学研究科の「人材の養成に関する目的」を新たに定める。

改正条文は次のとおり。

（教育研究上の目的）

第1条の2 <条文略>

（人材の養成に関する目的）

第1条の3 社会環境学研究科は、環境問題に関する理論的知識と問題解決能力を修得した高度な職業人を養成することを目的とする。

②第3条の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、研究科の組織に新たに「社会環境学研究科社会環境学専攻修士課程」を位置付ける。また、入学定員、収容定員をそれぞれ6人、12人と定める。

改正条文は次のとおり。

（研究科、専攻及び学生定員）

第3条 大学院に工学研究科及び社会環境学研究科を置く。

2 工学研究科に修士課程及び博士後期課程を置き、社会環境学研究科に修士課程を置く。

3 修士課程及び博士後期課程の専攻並びに収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学 研究科	電子情報工学専攻	8人	16人	-人	-人
	機能材料工学専攻	8	16	-	-
	知能機械工学専攻	8	16	-	-
	電気工学専攻	8	16	-	-
	情報工学専攻	10	20	-	-
	情報通信工学専攻	8	16	-	-
	管理工学専攻	8	16	-	-
	物質生産システム工学専攻	-	-	2	6
	知能情報システム工学専攻	-	-	2	6
	計	58	116	4	12

社会環境学研究科	社会環境学専攻	6	12
	計	6	12

③第26条の変更事由及び変更点

漢数字を算用数字に改める。

改正条文は次のとおり。

(留学)

第26条 外国の大学院で学修することを志願する者は、1年を限度として学長の許可を得て留学することができる。

2 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取り扱いは、第36条第2項の定めを準用する。

④第30条の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、大学院教育に、従来の学位論文の作成に加え、主に社会人及び職業人の実務経験を活かすための教育である「課題研究の成果発表」を加える。また、工学研究科の授業科目の区分を改め、社会環境学研究科の授業科目の区分を新たに定める。

改正条文は次のとおり。

(授業科目及び研究指導)

第30条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成又は課題研究の成果発表に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 工学研究科修士課程の授業科目は、専門科目及び共通科目とする。

3 社会環境学研究科修士課程の授業科目は、基礎科目及び専門科目とする。

4 博士後期課程の授業科目は、特別研究及び特別演習とする。

⑤第31条の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、工学研究科の教育課程から両者の教育課程に該当するように文言の整理を行う。

改正条文は次のとおり。

(教育課程)

第31条 修士課程及び博士後期課程に置く専攻別の教育課程は、別表1及び別表2のとおりとする。

⑥第33条、第33条の2の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、工学研究科と社会環境学研究科の履修要件等を区分し定める。

改正条文は次のとおり。

(履修)

第33条 工学研究科修士課程の学生は、在学期間中に、その専攻する課程の専門科目及び共通科目について、30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 学生の研究上必要あると認めるときは、他の専攻の授業科目を履修することができる。ただし、4科目8単位以内とする。

3 前項の定めにより修得した単位は、第1項に定める単位に充当することができる。

4 博士後期課程の学生は、専攻内の授業科目の内から一つの専修を選択し、これを専修部門とし、専修部門の特別研究担当の研究指導教授から学位論文の作成及び研究全般について指導を受けなければならない。

5 前項に定める履修方法は、所属する専修部門の授業科目を特別研究6単位、特別演習1単位及び所属する専修部門を含む専攻内から特別演習1単位以上の合計8単位以上を修得する。

6 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第33条の2 社会環境学研究科修士課程の学生は、在学期間中にその専攻の基礎科目及び専門科目について、30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

⑦第36条の変更事由及び変更点

単位互換を明確に位置付けるために、国内、国外を問わず単位互換協定を締結することができること及び単位認定の上限を整理する。

改正条文は次のとおり。

(単位互換)

第36条 教育上有益と認めるときは、国内外の他の大学院と単位互換協定を締結することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、10単位を限度として、研究科委員会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 工学研究科においては、前項に定める10単位及び第33条第2項に定める4科目8単位以内を合算した場合には、認定する修得単位数は10単位を超えることができないものとする。

⑧第40条の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、課程修了の認定方法として、新たに「課題研究の成果発表の審査」を加える。

改正条文は次のとおり。

(課程修了の認定)

第40条 修士課程修了の認定は、大学院に2年以上在学し、第33条第1項又は第33条の2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者について、学位論文又は

課題研究の成果発表の審査及び最終試験によって行う。

2 前項に拘わらず、特に優秀であり顕著な業績をあげた学生については、1年以上の在学をもって課程修了の認定を行うことができる。

3 博士後期課程の修了の認定は、3年以上在学し、第33条第5項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験によって行う。

4 前項に拘わらず、特に優れた研究業績をあげたと認められた者については、1年(第2項による在学期間をもって修士課程を修了した者は2年)以上在学すれば足りるものとする。

5 論文審査等については、別に定める。

⑨第41条の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、学位の種類として、新たに「修士(社会環境学)」を加える。

改正条文は次のとおり。

(学位の授与)

第41条 前条に定める課程修了の要件を満たした者に対して、工学研究科においては「修士(工学)」又は「博士(工学)」、社会環境学研究科においては「修士(社会環境学)」の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を提出して学位論文の審査と試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有する者と認めるときは、研究科委員会の承認を経て、学長が学位を授与することができる。

3 学位の授与については別に定める。

⑩附則の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置の施行日を明確にする。

改正条文は次のとおり。

附則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

⑪学則第31条 別表1 修士課程 教育課程の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、新たに教育課程表を加える。

改正内容は、次の教育課程表のとおり。

8. 社会環境学専攻

区分	授業科目	授業を行う年次	単位又は時間数			備考
			必修	選択	計	
基礎科目	社会環境学特論	1	4		4	
	英語コミュニケーションスキル特論	1		2	2	
	日本語コミュニケーションスキル特論	1		2	2	
専門科目	環境経済学特論	1		2	2	
	環境経済政策特論	1		2	2	
	エネルギー政策特論	1		2	2	
	アジア環境協力特論	1		2	2	
	現代中国企業論特論	2		2	2	
	比較企業システム特論	1		2	2	
	比較監査制度特論	2		2	2	
	環境会計特論	1		2	2	
	環境保全学特論	1		2	2	
	環境技術戦略特論	2		2	2	
	環境法特論	1		2	2	
	契約法特論	1		2	2	
	企業法特論	1			2	
	環境行政特論	1		2	2	
	環境教育特論	1		2	2	
	文化環境論特論	2		2	2	
	環境社会学特論	2		2	2	
	事例研究Ⅰ(企業経営と社会的責任)	1		2	2	
	事例研究Ⅱ(企業経営と国際性)	2		2	2	
	事例研究Ⅲ(損害賠償を巡る法的検討)	1		2	2	
事例研究Ⅳ(地域経営を巡る行政と住民)	2		2	2		
事例研究Ⅴ(社会環境調査法)	1～2	8	2	8		
社会環境特別演習						

⑫学則第48条 別表3 検定料・入学金及び授業料等の変更事由及び変更点

社会環境学研究科の設置に伴い、新たに検定料、入学金、授業料、施設設備費、図書費を加える。

改正内容は、次のとおり。

2. 社会環境学研究科 (単位：円)

検定料	入学金	授業料	施設設備費	図書費
30,000	150,000	460,000	120,000	20,000

(2) 福岡工業大学大学院学則 改正案 新旧対照表

改正案						現 行																																																																																																																																	
<p>(教育研究上の目的) 第1条の2</p> <p>(人材の養成に関する目的) 第1条の3 社会環境学研究科は、環境問題に関する理論的知識と問題解決能力を修得した高度な職業人を養成することを目的とする。</p> <p>(研究科、専攻及び学生定員) 第3条 大学院に工学研究科及び社会環境学研究科を置く。 2 工学研究科に修士課程及び博士後期課程を置き、社会環境学研究科に修士課程を置く。 3 修士課程及び博士後期課程の専攻並びに収容定員は、次のとおりとする。</p>						<p>(目 的) 第1条の2</p> <p>(新 規)</p> <p>(研究科、専攻及び学生定員) 第3条 大学院に工学研究科を置く。 2 工学研究科に修士課程及び博士後期課程を置く。 3 修士課程及び博士後期課程の専攻並びに収容定員は、次のとおりとする。</p>																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科</th> <th rowspan="2">専攻名</th> <th colspan="2">修士課程</th> <th colspan="2">博士後期課程</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">工学研究科</td> <td>電子情報工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機能材料工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>知能機械工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電気工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>情報工学専攻</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>情報通信工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>管理工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>物質生産システム工学専攻</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>知能情報システム工学専攻</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>58</td> <td>116</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>						研究科	専攻名	修士課程		博士後期課程		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	工学研究科	電子情報工学専攻	8	16	—	—	機能材料工学専攻	8	16	—	—	知能機械工学専攻	8	16	—	—	電気工学専攻	8	16	—	—	情報工学専攻	10	20	—	—	情報通信工学専攻	8	16	—	—	管理工学専攻	8	16	—	—	物質生産システム工学専攻	—	—	2	4	知能情報システム工学専攻	—	—	2	4	計		58	116	4	8	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">研究科</th> <th rowspan="2">専攻名</th> <th colspan="2">修士課程</th> <th colspan="2">博士後期課程</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">工学研究科</td> <td>電子情報工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機能材料工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>知能機械工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電気工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>情報工学専攻</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>情報通信工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>管理工学専攻</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>物質生産システム工学専攻</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>知能情報システム工学専攻</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>58</td> <td>116</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>						研究科	専攻名	修士課程		博士後期課程		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	工学研究科	電子情報工学専攻	8	16	—	—	機能材料工学専攻	8	16	—	—	知能機械工学専攻	8	16	—	—	電気工学専攻	8	16	—	—	情報工学専攻	10	20	—	—	情報通信工学専攻	8	16	—	—	管理工学専攻	8	16	—	—	物質生産システム工学専攻	—	—	2	4	知能情報システム工学専攻	—	—	2	4	計		58	116	4	8
研究科	専攻名	修士課程		博士後期課程																																																																																																																																			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																																																																																																																		
工学研究科	電子情報工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	機能材料工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	知能機械工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	電気工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	情報工学専攻	10	20	—	—																																																																																																																																		
	情報通信工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	管理工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	物質生産システム工学専攻	—	—	2	4																																																																																																																																		
	知能情報システム工学専攻	—	—	2	4																																																																																																																																		
計		58	116	4	8																																																																																																																																		
研究科	専攻名	修士課程		博士後期課程																																																																																																																																			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員																																																																																																																																		
工学研究科	電子情報工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	機能材料工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	知能機械工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	電気工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	情報工学専攻	10	20	—	—																																																																																																																																		
	情報通信工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	管理工学専攻	8	16	—	—																																																																																																																																		
	物質生産システム工学専攻	—	—	2	4																																																																																																																																		
	知能情報システム工学専攻	—	—	2	4																																																																																																																																		
計		58	116	4	8																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">社会環境学研究科</th> <th rowspan="2">社会環境学専攻</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>						社会環境学研究科	社会環境学専攻			入学定員	収容定員	計		6	12	<p>(新 規)</p>																																																																																																																							
社会環境学研究科	社会環境学専攻																																																																																																																																						
		入学定員	収容定員																																																																																																																																				
計		6	12																																																																																																																																				
<p>(留 学) 第26条 外国の大学院で学修することを志願する者は、1年を限度として学長の許可を得て留学することができる。</p>						<p>(留 学) 第26条 外国の大学院で学修することを志願する者は、1年を限度として学長の許可を得て留学することができる。</p>																																																																																																																																	

- 2 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取り扱い、第36条第2項の定めを準用する。

(授業科目及び研究指導)

第30条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成又は課題研究の成果発表に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 工学研究科修士課程の授業科目は、専門科目及び共通科目とする。
- 3 社会環境学研究科修士課程の授業科目は、基礎科目及び専門科目とする。
- 4 博士後期課程の授業科目は、特別研究及び特別演習とする。

(教育課程)

第31条 修士課程及び博士後期課程に置く専攻別の教育課程は、別表1及び別表2のとおりとする。

(履 修)

第33条 工学研究科修士課程の学生は、在学期間中に、その専攻する課程の専門科目及び共通科目について、30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 学生の研究上必要であると認めるときは、他の専攻の授業科目を履修することができる。ただし、8単位以内とする。

3 前項の定めにより修得した単位は、第1項に定める単位に充当することができる。

第33条の2 社会環境学研究科修士課程の学生は、在学期間中にその専攻の基礎科目及び専門科目について、30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

(単位互換)

第36条 教育上有益と認めるときは、国内外の他の大学院と単位互換協定を締結することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、10単位を限度として、研究科委員会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

- 2 第1項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取り扱い、第36条第2項の規定を準用する。

(授業科目及び研究指導)

第30条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 修士課程の授業科目は、専門教育科目及び共通科目とする。
- 3 博士後期課程の授業科目は、特別研究及び特別演習とする。

(教育課程)

第31条 大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程に置く専攻別の教育課程は、別表1及び別表2のとおりとする。

(履 修)

第33条 修士課程の学生は、在学期間中に、その専攻する課程の専門教育科目及び共通科目について、30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 修士課程の学生の研究上必要であると認めるときは、他の専攻の授業科目を履修することができる。ただし、4科目8単位以内とする。

3 前項の規定により修得した単位は、第1項に規定する単位に充当することができる。

(新 規)

(単位互換)

第36条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、10単位を限度として、研究科委員会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 工学研究科においては、前項に定める10単位及び第33条第2項に定める8単位以内を合算した場合には、認定する修得単位数は10単位を超えることができないものとする。

(課程修了の認定)

第40条 修士課程修了の認定は、大学院に2年以上在学し、第33条第1項又は第33条の2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者について、学位論文又は課題研究の成果発表の審査及び最終試験によって行う。

(学位の授与)

第41条 前条に定める課程修了の要件を満たした者に対して、工学研究科においては「修士(工学)」又は「博士(工学)」、社会環境学研究科においては「修士(社会環境学)」の学位を授与する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

(新 規)

(課程修了の認定)

第40条 修士課程修了の認定は、大学院に2年以上在学し、第33条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者について、学位論文の審査及び最終試験によって行う。

(学位の授与)

第41条 前条に規定する課程修了の要件を満たした者に対して、修士課程は「修士(工学)」、博士後期課程は「博士(工学)」の学位を授与する。

(新 規)

学則第31条 別表1 修士課程 教育課程

8. 社会環境学専攻

区分	授業科目	授業 を行う 年次	単位又は時間数			備考
			必修	選択	計	
基礎科目	社会環境学特論	1	4		4	
	英語コミュニケーションスキル特論	1		2	2	
	日本語コミュニケーションスキル特論	1		2	2	
専門科目	環境経済学特論	1		2	2	
	環境経済政策特論	1		2	2	
	エネルギー政策特論	1		2	2	
	アジア環境協力特論	1		2	2	
	現代中国企業論特論	2		2	2	
	比較企業システム特論	1		2	2	
	比較監査制度特論	2		2	2	
	環境会計特論	1		2	2	
	環境保全学特論	1		2	2	
	環境技術戦略特論	2		2	2	
	環境法特論	1		2	2	
	契約法特論	1		2	2	
	企業法特論	1		2	2	
	環境行政特論	1		2	2	
	環境教育特論	1		2	2	
	文化環境論特論	2		2	2	
	環境社会学特論	2		2	2	
	事例研究Ⅰ(企業経営と社会的責任)	1		2	2	
	事例研究Ⅱ(企業経営と国際性)	2		2	2	
	事例研究Ⅲ(損害賠償を巡る法的検討)	1		2	2	
事例研究Ⅳ(地域経営を巡る行政と住民)	2		2	2		
事例研究Ⅴ(社会環境調査法)	2		2	2		
社会環境特別演習	1～2	8		8		

<新規>

学則第48条 別表3 検定料・入学金及び授業料等

1. 工学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	授業料	施設 設備費	実験 実習費	図書費
30,000	150,000	520,000	170,000	62,000	20,000

2. 社会環境学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	授業料	施設 設備費	図書費
30,000	150,000	460,000	120,000	20,000

<新規>

福岡工業大学大学院学則(案)

第1章 総 則 第1節 目 的

(準 則)

第1条 この学則は、福岡工業大学（以下「本学」という。）学則第2条の2第2項の規定に基づき福岡工業大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 大学院は、本学の建学の綱領に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、科学技術や社会の進歩向上に寄与する人材を養成することを目的とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(人材の養成に関する目的)

第1条の3 工学研究科修士課程は、工学又は情報工学に関する理論的及び技術的知識と研究能力、開発能力を修得した高度な職業人を養成することを目的とする。

2 工学研究科博士後期課程は、工学又は情報工学に関する高度の研究能力、開発能力を育成して、専門分野における研究に従事する職業人を養成することを目的とする。

3 社会環境学研究科は、環境問題に関する理論的知識と問題解決能力を修得した高度な職業人を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 実施方法については、別に定める。

第2節 組織

(研究科、専攻及び学生定員)

第3条 大学院に工学研究科及び社会環境学研究科を置く。

2 工学研究科に修士課程及び博士後期課程を置き、社会環境学研究科に修士課程を置く。

3 修士課程及び博士後期課程の専攻並びに収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻名	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学 研究科	電子情報工学専攻	8人	16人	—人	—人
	機能材料工学専攻	8	16	—	—
	知能機械工学専攻	8	16	—	—
	電気工学専攻	8	16	—	—
	情報工学専攻	10	20	—	—
	情報通信工学専攻	8	16	—	—
	管理工学専攻	8	16	—	—
	物質生産システム工学専攻	—	—	2	6
	知能情報システム工学専攻	—	—	2	6
	計	58	116	4	12
社会 環境学 研究科	社会環境学専攻	6	12		
	計	6	12		

(附属図書館)

第4条 本学の附属図書館は、大学院学生の閲覧に供する。

(学内共同教育研究施設)

第5条 本学の学内共同教育研究施設は、大学院学生の研究達成のために用いることができる。

(事務室)

第6条 大学院に事務室を置く。

第3節 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第7条 大学院における授業科目は、大学院担当の教員が担当する。

2 大学院における研究指導科目は、専任の教授又は准教授が担当する。

ただし、特別の事由があるときは、専任の講師が担当することがある。

(運営組織)

第8条 大学院に、必要事項を審議するため研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長及び専任の教員で構成する。

3 研究科委員会が特に必要と認めた場合には、構成員以外の者を参加させることができる。

(審議事項及び運営)

第9条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 教育課程及びその履修に関すること。

(2) 学位論文の審査に関すること。

(3) 入学、転入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、再入学及び修了の認定並びに賞罰等学生の身上に関すること。

(4) 教員の人事に関すること。

- (5) 学則及び諸規程の改廃に関すること。
 - (6) その他大学院の運営に関する重要事項
- 2 研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第11条 学年を次の二期に分ける。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休 業 日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日 11月5日
 - (4) 春季休業 3月21日から4月10日まで
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研 究 科

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 大学院における各課程の標準修業年限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

(在学年限)

第14条 学生は、次の各号に定める年限を越えて在学することはできない。

- (1) 修士課程 4年
- (2) 博士後期課程 6年

第2節 入 学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(修士課程の入学資格)

第16条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、大学院において、特に優秀と認められた者
- (5) その他大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

者

(博士後期課程の入学資格)

第 17 条 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 68 条の 2 第 1 項に定める修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 18 条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 19 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、研究科委員会の議を経て選考を行う。

- 2 社会人の入学志願者の選考に当たっては、社会における経験、実績を評価に加味するものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第 20 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第 21 条 他の大学院の学生で本大学院への入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第 3 節 休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第 22 条 疾病その他やむを得ない理由により、4 ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第 23 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、修士課程においては通算して 2 年、博士後期課程においては通算して 3 年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第 14 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 24 条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 25 条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。ただし、在学期間 1 年未満の本大学院学生が新たに他の大学院を受験しようとするときは、退学しなければならない。

(留学)

第 26 条 外国の大学院で学修することを志願する者は、1 年を限度として学長の許可を得て留学することができる。

2 第 1 項による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取り扱い、第 36 条第 2 項の規定を準用する。

(退 学)

第 27 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 14 条に定める在学年限を超えた者

(3) 第 23 条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再 入 学)

第 29 条 第 27 条及び第 28 条第 1 号の規定により退学し、又は除籍された者については、本人の願出により、研究科委員会の議を経て、学長がこれを再入学させることができる。

第 4 節 教育課程及び履修方法

(授業科目及び研究指導)

第 30 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成又は課題研究の成果発表に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 工学研究科修士課程の授業科目は、専門科目及び共通科目とする。

3 社会環境学研究科修士課程の授業科目は、基礎科目及び専門科目とする。

4 博士後期課程の授業科目は、特別研究及び特別演習とする。

(教育課程)

第 31 条 修士課程及び博士後期課程に置く専攻別の教育課程は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(単位の算出方法)

第 32 条 授業科目の単位の算出方法は、1 単位の学修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15 時間の講義をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履 修)

第 33 条 工学研究科修士課程の学生は、在学期間中にその専攻する課程の専門科目及び共通科目について、36 単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 学生の研究上必要であると認められるときは、他の専攻の授業科目を履修することができる。ただし、8 単位以内とする。

3 前項の定めにより修得した単位は、第 1 項に定める単位に充当することができる。

4 博士後期課程の学生は、専攻内の授業科目の内から一つの専修を選択し、これを専修部門とし、専修部門の特別研究担当の研究指導教員から学位論文の作成及び研究全般について指導を受けなければならない。

5 前項に定める履修方法は、所属する専修部門の授業科目を特別研究 6 単位、特別演習 1 単位及び所属する専修部門を含む専攻内から特別演習 1 単位以上の合計 8 単位以上を修得する。

第 33 条の 2 社会環境学研究科修士課程の学生は、在学期間中にその専攻の基礎科目及び

専門科目について、30単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。
 第33条の3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第33条の4 学生は、別に定める履修要項に従い授業科目を履修しなければならない。
 (受講登録)

第34条 学生は、学期始めの所定の期間内に、受講登録をしなければならない。
 (単位の認定)

第35条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。

(単位互換)

第36条 教育上有益と認めるときは、国内外の他の大学院と単位互換協定を締結することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、10単位を限度として、研究科委員会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 工学研究科においては、前項に定める10単位及び第33条第2項に定める8単位以内を合算した場合には、認定する修得単位数は10単位を超えることができないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学院(外国の大学院を含む。)において修得した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、10単位を限度として、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(成績)

第38条 授業科目の試験の成績は、優、良、可及び不可の4段階をもって表示し、優、良及び可を合格とする。

(教員免許)

第39条 高等学校教諭1種免許状及び中学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係わる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 大学院研究科の修士課程各専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりである。

研究科名	専攻名	免許状の種類及び教科
工学研究科	電子情報工学専攻	高等学校 専修 工業
	機能材料工学専攻	高等学校 専修 理科
	知能機械工学専攻	高等学校 専修 工業
	電気工学専攻	高等学校 専修 工業
	情報工学専攻	高等学校 専修 数学 中学校 専修 数学
	情報通信工学専攻	高等学校 専修 数学 中学校 専修 数学
	管理工学専攻	高等学校 専修 工業

第5節 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の認定)

第40条 修士課程修了の認定は、大学院に2年以上在学し、第33条第1項又は第33条の2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者について、学位論文又は課題研究の成果発表の審査及び最終試験によって行う。

2 前項に拘わらず、特に優秀であり顕著な業績をあげた学生については、1年以上の在学をもって課程修了の認定を行うことができる。

3 博士後期課程の修了の認定は、3年以上在学し、第33条第5項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験によって行う。

4 前項に拘わらず、特に優れた研究業績をあげたと認められた者については、1年(第2項による在学期間をもって修士課程を修了した者は2年)以上在学すれば足りるものとする。

5 論文審査等については、別に定める。

(学位の授与)

第41条 前条に定める課程修了の要件を満たした者に対して、工学研究科においては「修士(工学)」又は「博士(工学)」、社会環境学研究科においては「修士(社会環境学)」の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を提出して学位論文の審査と試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有する者と認めるときは、研究科委員会の承認を経て、学長が学位を授与することができる。

3 学位の授与については別に定める。

第3章 通 則

第1節 賞 罰

(表 彰)

第42条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第43条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当の理由がなく出席状況の著しく悪い者

(3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第2節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研 究 生)

第44条 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願する者は、大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 45 条 大学院修士課程において一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本大学院の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、第 35 条に基づいて単位を与えることができる。

3 科目等履修生の入学は、学期毎に許可する。

4 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 46 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する者）として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第 3 節 検定料、入学金及び授業料

(授業料)

第 47 条 学生は、授業料（以下この節において、施設設備費、実験実習費及び図書費を含む。）を納入しなければならない。

(検定料、入学金及び授業料の額)

第 48 条 大学院の検定料、入学金及び授業料の額は、別表 3 のとおりとする。

(授業料の徴収)

第 49 条 授業料は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて徴収する。

区 分	納 期
第 1 期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）	4 月 20 日まで
第 2 期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）	9 月 30 日まで

(休学期間中の授業料)

第 50 条 休学を許可された者の授業料は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの額を免除する。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 51 条 1 期又は 2 期の途中で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該期分を徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第 52 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認めた場合又はその他やむを得ない事情があると認めた場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 奨学生制度については、別に定める。

(研究生及び科目等履修生の検定料、入学金及び授業料)

第 53 条 研究生及び科目等履修生の検定料、入学金及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第 54 条 納付された検定料、入学金及び授業料は返付しない。

第 4 節 公開講座

(公開講座)

第 55 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、大学院に公開講座を開設することがある。

第5節 その他

(学則の改正)

第56条 この学則の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。

附 則

この大学院学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成15年4月1日から施行する。

この大学院学則による改正前の工学研究科の電子機械工学専攻は、改正後の第3条第5項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

学則第31条 別表1 修士課程 教育課程

1. 電子情報工学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行 う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
電子物性工学	電子物性工学特論Ⅰ	1		2	2	
	電子物性工学特論Ⅱ	1		2	2	
	電子物性工学特論Ⅲ	2		2	2	
	電子物性工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
電子計測工学	電子計測工学特論Ⅰ	1		2	2	
	電子計測工学特論Ⅱ	1		2	2	
	電子計測工学特論Ⅲ	2		2	2	
	電子計測工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
情報システム工学	電子情報システム特論Ⅰ	1		2	2	
	電子情報システム特論Ⅱ	1		2	2	
	電子情報システム特論Ⅲ	2		2	2	
	情報システム工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
電子応用工学	電子応用工学特論Ⅰ	1		2	2	
	電子応用工学特論Ⅱ	1		2	2	
	電子応用工学特論Ⅲ	2		2	2	
	電子応用工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
共 通 科 目	応用数学特論Ⅰ	1		2	2	
	応用数学特論Ⅱ	1		2	2	
	応用物理学特論Ⅰ	1		2	2	
	応用物理学特論Ⅱ	1		2	2	
	応用化学特論	1		2	2	
	英語論文作成特別演習	1		2	2	
	国際学会等発表特別演習	1		2	2	

2. 機能材料工学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
機能材料 物質工学第一	機能材料物性学特論Ⅰ	1		2	2	
	機能材料物性学特論Ⅱ	1		2	2	
	超伝導工学特論	2		2	2	
	機能材料物性学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
機能材料 物質工学第二	無機機能材料特論Ⅰ	1		2	2	
	無機機能材料特論Ⅱ	1		2	2	
	機能材料物質学特論	2		2	2	
	機能材料物質学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
機能材料 生物学第一	生物機能化学特論Ⅰ	1		2	2	
	生物機能化学特論Ⅱ	1		2	2	
	分子生物学特論	2		2	2	
	生物機能化学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
機能材料 生物学第二	環境生物科学特論Ⅰ	1		2	2	
	環境生物科学特論Ⅱ	1		2	2	
	遺伝子工学特論	2		2	2	
	環境生物科学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
共 通 科 目	応用数学特論Ⅰ	1		2	2	
	応用数学特論Ⅱ	1		2	2	
	応用物理学特論Ⅰ	1		2	2	
	応用物理学特論Ⅱ	1		2	2	
	応用物理学特論Ⅲ	1		2	2	
	応用化学特論*	1		2	2	
	材料化学特論*	1		2	2	
	機能材料工学特別講義	2		1	1	
	英語論文作成特別演習	1		2	2	
	国際学会等発表特別演習	1		2	2	

注：*「応用化学特論」と「材料化学特論」は、何れか1科目だけしか受講できない。

3. 知能機械工学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行 う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
知能機械基礎学	波 動 工 学 特 論	1		2	2	
	熱 流 体 工 学 特 論 I	1		2	2	
	熱 流 体 工 学 特 論 II	2		2	2	
	知能機械基礎学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
知能機械設計学	機 械 設 計 工 学 特 論 I	1		2	2	
	機 械 設 計 工 学 特 論 II	1		2	2	
	振 動 工 学 特 論	2		2	2	
	知能機械設計学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
超精密加工学	成 形 加 工 学 特 論 I	1		2	2	
	成 形 加 工 学 特 論 II	1		2	2	
	精 密 加 工 学 特 論	2		2	2	
	超精密加工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
計測制御工学	制 御 工 学 特 論 I	1		2	2	
	制 御 工 学 特 論 II	1		2	2	
	セ ン サ 工 学 特 論	2		2	2	
	計測制御工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
共 通 科 目	応 用 数 学 特 論 I	1		2	2	
	応 用 数 学 特 論 II	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 I	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 II	1		2	2	
	英語論文作成特別演習	1		2	2	
	国際学会等発表特別演習	1		2	2	

4. 電気工学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行 う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
電 気 基 礎 学	電 気 基 礎 学 特 論 I	1		2	2	
	電 気 基 礎 学 特 論 II	1		2	2	
	半 導 体 工 学 特 論	2		2	2	
	電 気 基 礎 学 演 習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
情 報 制 御 工 学	情 報 制 御 工 学 特 論 I	1		2	2	
	情 報 制 御 工 学 特 論 II	1		2	2	
	応 用 電 子 回 路 工 学 特 論	2		2	2	
	情 報 制 御 工 学 演 習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
電 力 工 学	電 力 工 学 特 論 I	1		2	2	
	電 力 工 学 特 論 II	1		2	2	
	プ ラ ズ マ 工 学 特 論	2		2	2	
	電 力 工 学 演 習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
電 気 応 用 工 学	電 気 応 用 工 学 特 論 I	1		2	2	
	電 気 応 用 工 学 特 論 II	1		2	2	
	応 用 計 測 工 学 特 論	2		2	2	
	電 気 応 用 工 学 演 習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
共 通 科 目	応 用 数 学 特 論 I	1		2	2	
	応 用 数 学 特 論 II	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 I	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 II	1		2	2	
	英 語 論 文 作 成 特 別 演 習	1		2	2	
	国 際 学 会 等 発 表 特 別 演 習	1		2	2	

5. 情報工学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
知能情報工学	知能情報工学特論Ⅰ	1		2	2	
	知能情報工学特論Ⅱ	1		2	2	
	知能情報工学特論Ⅲ	2		2	2	
	知能情報工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
知能システム工学	知能システム工学特論Ⅰ	1		2	2	
	知能システム工学特論Ⅱ	1		2	2	
	知能システム工学特論Ⅲ	2		2	2	
	知能システム工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
メディア情報工学	メディア情報工学特論Ⅰ	1		2	2	
	メディア情報工学特論Ⅱ	1		2	2	
	メディア情報機器工学特論	2		2	2	
	メディア情報工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
ソフトウェア工学	ソフトウェア工学特論Ⅰ	1		2	2	
	ソフトウェア工学特論Ⅱ	1		2	2	
	ソフトウェア工学特論Ⅲ	2		2	2	
	データベース工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
共 通 科 目	応 用 数 学 特 論 Ⅰ	1		2	2	
	応 用 数 学 特 論 Ⅱ	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 Ⅰ	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 Ⅱ	1		2	2	
	英語論文作成特別演習	1		2	2	
	国際学会等発表特別演習	1		2	2	

6. 情報通信工学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行 う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
情報伝送工学	情報伝送特論Ⅰ	1		2	2	
	情報伝送特論Ⅱ	1		2	2	
	情報伝送特論Ⅲ	2		2	2	
	情報伝送工学演習	1		1	1	
	特別研究			1 2	1 2	
環境電磁工学	環境電磁工学特論Ⅰ	1		2	2	
	環境電磁工学特論Ⅱ	1		2	2	
	環境電磁工学特論Ⅲ	2		2	2	
	電磁界解析演習	1		1	1	
	特別研究			1 2	1 2	
システム情報工学	システム情報特論Ⅰ	1		2	2	
	システム情報特論Ⅱ	1		2	2	
	信号処理特論Ⅰ	1		2	2	
	信号処理特論Ⅱ	1		2	2	
	特別研究			1 2	1 2	
情報ネットワーク工学	情報ネットワーク特論Ⅰ	1		2	2	
	情報ネットワーク特論Ⅱ	1		2	2	
	情報ネットワーク特論Ⅲ	2		2	2	
	ネットワーク演習	1		1	1	
	マルチメディア工学特論Ⅰ	1		2	2	
	マルチメディア工学特論Ⅱ	1		2	2	
特別研究			1 2	1 2		
共通科目	応用数学特論Ⅰ	1		2	2	
	応用数学特論Ⅱ	1		2	2	
	応用数学特論Ⅲ	2		2	2	
	応用数学特論Ⅳ	2		2	2	
	応用物理学特論Ⅰ	1		2	2	
	応用物理学特論Ⅱ	1		2	2	
	英語論文作成特別演習	1		2	2	
	国際学会等発表特別演習	1		2	2	

7. 管理工学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
経営システム工学	経営システム工学特論	1		2	2	
	経営システム工学演習	1		1	1	
	ビジネスシステム特論	1		2	2	
	ビジネスシステム演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
生産システム工学	生産管理システム工学特論	1		2	2	
	生産管理システム工学演習	1		1	1	
	数理システム特論	1		2	2	
	数理システム演習	1		1	1	
	知能エージェント特論	1		2	2	
	知能エージェント演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
情報メディア システム工学	応用情報システム工学特論	1		2	2	
	応用情報システム工学演習	2		1	1	
	情報メディア工学特論Ⅰ	1		2	2	
	情報メディア工学特論Ⅱ	1		2	2	
	情報メディア工学演習	1		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
生体情報システム 工学	生体情報システム工学特論	1		2	2	
	生体情報システム工学演習	1		1	1	
	視覚情報システム工学特論	1		2	2	
	視覚情報システム工学演習	1		1	1	
	医用生体システム工学特論	1		2	2	
	医用生体システム工学演習	2		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
計測制御システム 工学	計測制御システム工学特論Ⅰ	1		2	2	
	計測制御システム工学特論Ⅱ	1		2	2	
	計測制御システム工学特論Ⅲ	2		2	2	
	計測制御システム工学演習	1		1	1	
	制御システム応用特論	1		2	2	
	制御システム応用演習	2		1	1	
	特 別 研 究			1 2	1 2	
共 通 科 目	応 用 数 学 特 論 Ⅰ	1		2	2	
	応 用 数 学 特 論 Ⅱ	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 Ⅰ	1		2	2	
	応 用 物 理 学 特 論 Ⅱ	1		2	2	
	英語論文作成特別演習	1		2	2	
	国際学会等発表特別演習	1		2	2	

8. 社会環境学専攻

区 分	授 業 科 目	授 業 を行 う 年 次	単 位 又 は 時 間 数			備 考
			必修	選択	計	
基 礎 科 目	社会環境学特論	1	4		4	
	英語コミュニケーションスキル特論	1		2	2	
	日本語コミュニケーションスキル特論	1		2	2	
専 門 科 目	環境経済学特論	1		2	2	
	環境経済政策特論	1		2	2	
	エネルギー政策特論	1		2	2	
	アジア環境協力特論	1		2	2	
	現代中国企業論特論	2		2	2	
	比較企業システム特論	1		2	2	
	比較監査制度特論	2		2	2	
	環境会計特論	1		2	2	
	環境保全学特論	1		2	2	
	環境技術戦略特論	2		2	2	
	環境法特論	1		2	2	
	契約法特論	1		2	2	
	企業法特論	1		2	2	
	環境行政特論	1		2	2	
	環境教育特論	1		2	2	
	文化環境論特論	2		2	2	
	環境社会学特論	2		2	2	
	事例研究Ⅰ(企業経営と社会的責任)	1		2	2	
	事例研究Ⅱ(企業経営と国際性)	2		2	2	
	事例研究Ⅲ(損害賠償を巡る法的検討)	1		2	2	
事例研究Ⅳ(地域経営を巡る行政と住民)	2		2	2		
事例研究Ⅴ(社会環境調査法)	2		2	2		
社会環境特別演習	1～2	8		8		

学則第31条 別表2 博士後期課程 教育課程

1. 物質生産システム工学専攻

専修部門	授業科目	単位数
電子物性工学専修	電子物性工学 特別研究	6
	電子物性工学 特別演習Ⅰ	1
	電子物性工学 特別演習Ⅱ	1
	電子物性工学 特別演習Ⅲ	1
	電子物性工学 特別演習Ⅳ	1
	電子物性工学 特別演習Ⅴ	1
機能材料応用工学専修	機能材料応用工学 特別研究	6
	機能材料応用工学 特別演習Ⅰ	1
	機能材料応用工学 特別演習Ⅱ	1
	機能材料応用工学 特別演習Ⅲ	1
	機能材料応用工学 特別演習Ⅳ	1
エネルギーシステム工学専修	エネルギーシステム工学 特別研究	6
	エネルギーシステム工学 特別演習Ⅰ	1
	エネルギーシステム工学 特別演習Ⅱ	1
	エネルギーシステム工学 特別演習Ⅲ	1
	エネルギーシステム工学 特別演習Ⅳ	1
	エネルギーシステム工学 特別演習Ⅴ	1
設計生産システム工学専修	設計生産システム工学 特別研究	6
	設計生産システム工学 特別演習Ⅰ	1
	設計生産システム工学 特別演習Ⅱ	1
	設計生産システム工学 特別演習Ⅲ	1
	設計生産システム工学 特別演習Ⅳ	1

2. 知能情報システム工学専攻

専修部門	授業科目	単位数
知能情報工学専修	知能情報工学 特別研究	6
	知能情報工学 特別演習Ⅰ	1
	知能情報工学 特別演習Ⅱ	1
	知能情報工学 特別演習Ⅲ	1
	知能情報工学 特別演習Ⅳ	1
情報伝送工学専修	情報伝送工学 特別研究	6
	情報伝送工学 特別演習Ⅰ	1
	情報伝送工学 特別演習Ⅱ	1
	情報伝送工学 特別演習Ⅲ	1
知的メディア工学専修	知的メディア工学 特別研究	6
	知的メディア工学 特別演習Ⅰ	1
	知的メディア工学 特別演習Ⅱ	1
	知的メディア工学 特別演習Ⅲ	1
	知的メディア工学 特別演習Ⅳ	1
情報制御システム工学専修	情報制御システム工学 特別研究	6
	情報制御システム工学 特別演習Ⅰ	1
	情報制御システム工学 特別演習Ⅱ	1
	情報制御システム工学 特別演習Ⅲ	1
	情報制御システム工学 特別演習Ⅳ	1

学則第48条 別表3 検定料・入学金及び授業料等

1. 工学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	図書費
30,000	150,000	520,000	170,000	62,000	20,000

2. 社会環境学研究科

(単位：円)

検定料	入学金	授業料	施設設備費	図書費
30,000	150,000	460,000	120,000	20,000